

「(仮称)ひらつか男女共同参画プラン2017(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果

1 意見の募集期間 平成28年11月4日(金)～12月5日(月)

2 意見の募集方法 持参、郵送、FAX、電子メール

3 意見数

個人から	4人	23件	
団体から	1団体※	9件	※平塚市男女共同参画推進登録団体連絡会を実施した際の意見
計		32件	

4 意見の内訳

項目	件数
施策の体系	7件
第1章 計画の策定にあたって	1件
第2章 平塚市の現状	5件
第3章 施策の展開	17件
第4章 計画の推進体制と進捗管理	1件
その他	1件
合計	32件

5 意見の反映

反映 9件

参考 23件

計 32件

(仮称)ひらつか男女共同参画プラン2017(素案)パブリックコメント 回答

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
1	1	体系図	体系図が計画の冒頭にあるのはおかしいと思う。基本理念(概要版には記載されているが、本計画には未記載)をはじめに示す必要があると思う。基本理念は全ての施策に関わってくるものなのだから。体系図にも理念の記載が必要では(目標の上(前)に)。	プラン全体を表す体系図のため、冒頭に掲載しております。本市が何を取り組むのか、全体を見ていただいて、その後に関心のある部分を見ていただくようなイメージで作成しております。基本理念については、P37「計画の基本理念」で記載しておりますが、冒頭の体系図にも示すようにしました。	人権・男女共同参画課	反映
2	1	体系図 施策	「イクボス」には用語解説を付記	本文のP45に解説を記載しています。また、資料編に用語解説を掲載しました。	人権・男女共同参画課	反映
3	7	第2章 グラフ	第2章「平塚市の現状」に記載されている各グラフで、右ページ(偶数ページ)の上部に記載されているグラフの表示があるとわかりやすい。	各グラフの表題を大きくし、分かりやすくしました。	人権・男女共同参画課	反映
4	7	第2章 グラフ	グラフに割合だけを示し、全体数などを示していないものが多い。最新年度だけでも、総数や女性数を示すべき。 例)P8「合計特殊出生率の推移」の平成26年度の出生数、P13「市(一般行政職)の職員及び管理職(課長代理以上)における女性の割合」の平成28年度の全職員数女性職員数、「市審議会等における女性委員の割合の推移」の平成28年度の全委員数女性委員数など	次のグラフを全体数も分かるようにしました。 P13「市(一般行政職)の職員及び管理職(課長代理以上)における女性の割合」、「市審議会等における女性委員の割合の推移」 P14「女性委員のいない市審議会等の機関数」 P15「市議会における女性議員の割合の推移」	人権・男女共同参画課	反映
5	7	第2章 グラフ	グラフの説明文章にパーセンテージだけでなく、数字も記載されるとわかりやすい。例えばP16の自治会長やPTA会長の様に、P14の女性委員が一人もいない審議会も「何機関中いくつ」の様に記載するとよい。		人権・男女共同参画課	反映

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
6	24	第2章 生活の中 での優先 度(現状)	上司が不要な仕事を作っているから部下の仕事が増えているのでは。	市役所も含め、事業所へイクボスを増やす取組の中で、考え方の要素として取り入れるよう検討していきます。	人権・男女 共同参画課	反映
7	51	第3章 施策の展 開	「施策14 DV被害者に対する相談体制の充実」の事業では、DVの相談がデリケートであることを踏まえ、“被害者が安心して訪れられる相談窓口”であることを入れる。	P51の本文を「被害者が安心して訪れることができる相談窓口として周知します。」と変更しました。	人権・男女 共同参画課	反映
8	56	第4章 「計画の 推進体制 と進捗管 理」	P56の計画の推進体制図で、本プラン作成の担当課である人権・男女共同参画課は「各課」の下に置かれ、ひらつか男女共同参画推進協議会への報告と意見聴取だけしか役割が示されていない。同課が庁内に設置される管理会議・推進会議の意向・指示を各課に伝え、連絡調整・とりまとめをするのではないのか、そうであれば、P56図では各課の上、庁内の組織では現在の市民部ではなく企画政策部に置かれるべきと考える。同課の位置づけ、役割を明示してもらいたい。	当課は、各課の下という意味ではなく、あくまで各課の一員という位置付けです。市の組織体制は、P57の説明のとおりであり、当課は事務局という立場でもあります。市役所内組織の構成員が部長や課長であり、各課、各部の代表者です。ここで協議した内容や報告事項は、各部、各課で伝達しています。図においては、上下や天地で表記せざるを得ないため、御意見のように受け取られることがあるため、あえて当課の表記はしないこととしました。組織につきましては、プランに直接関係するものではないため、意見としては対象外といたします。	人権・男女 共同参画課	一部反映
9	-	その他	資料編「平塚市の現状」分析データに加え、2007プランに掲載されている資料の中では、少なくとも、主な用語解説と「湘南ひらつか男女共同参画推進協議会設置要綱」および同協議会委員名簿、男女共同参画のあゆみ、本プランの根拠法である「男女共同参画社会基本法」「DV防止法」「女性活躍推進法」などが必要。	素案では掲載していませんでしたが、資料編を作成しており、用語解説や法律などを掲載しました。	人権・男女 共同参画課	反映
10	1	体系図 目標	「男女がともに活躍できる社会の実現」→「男女が平等に個人として尊重され、社会的役割を果たせる社会の実現」 「活躍」は漠然とし過ぎた言葉であり一部の女性しか含まれないニュアンスもあり、「ともに」では男性優位のまま活躍することも含まれてしまう。「目標」とするには不十分	「男女が平等に個人として尊重され、社会的役割を果たせる社会」は掲げている理念でうたっているところです。その理念の下で目指す目標が「男女がともに活躍できる社会の実現」と考えています。理念につきましては、体系図にも記載いたします。	人権・男女 共同参画課	参考

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
11	1	体系図 目標	「男女がともに活躍できる社会の実現」と掲げられているが、活躍を強要される感じが否めない。男女が個人として平等に尊重され、安全・安心に、自分らしく生きることのできる社会の実現が目標だと思う。	「男女が個人として平等に尊重され、安全・安心に、自分らしく生きることのできる社会」は、理念で示しています。理念につきましては、体系図に記載します。	人権・男女 共同参画課	参考
12	1	体系図 目標実現 のための 視点	＜目標実現のための視点＞「固定的な男女の役割分担意識の改革」を＜目標実現のための基本理念＞「個人の尊重、男女平等」に変更する。 「固定的な男女の役割分担意識の改革」という＜視点＞だけで、素案に示されている基本方針すべてを貫く前提となるのだろうか。基本方針に基づき施策を進める上で、根底は＜視点＞ではなく、＜基本理念＞である。2007プランでは、「固定的な男女の役割分担意識の改革」は、基本方針1の「男女共同参画社会に向けた意識改革」のための施策のひとつとされていた。＜目標実現のための基本理念＞に変え、日本国憲法第13条、第14条「個人の尊重、男女平等」を掲げるべきだろう（男女共同参画社会基本法第3条、基本理念の筆頭は「男女の人権の尊重」）。	理念として、人権の尊重をうたっています。今後さらに男女共同参画を進めていくには、「固定的な男女の役割分担意識を改革する」という具体的な視点が大事だと考えています。 視点は、基本方針を貫くという考え方ではなく、全ての施策、事業に取り組む者が、その取組を進めていく上で持っていないと見えない視点という捉えをしています。	人権・男女 共同参画課	参考
13	1	体系図 目標実現 のための 視点	「固定的な男女の役割・」→「男女の人権を等しく、確実に守る」 素案の「固定的な・」は第3章の「施策の展開」にもあるように施策として事業展開して行かなければならないことで、ここには基本的な姿勢を入れるべき。人権を守るという基本をおおもとのところに入れて欲しい。		人権・男女 共同参画課	参考

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
14	1	体系図 基本方針	<p><基本方針>を3つから4つへ増やす 基本方針1に「男女平等・共同参画社会に向けた意識改革」を置き、順に、基本方針1「さまざまな分野における女性の活躍推進」を2に、2を3、3を4とする。 ひらつか男女共同参画推進協議会、平成28年度第1回会議の配布資料4「改定プラン 施策の体系と内容(案)」 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/common/100080438.Pdfによると、 2007プランの基本方針1「男女共同参画社会に向けた意識改革」及び施策1「性別による固定的な役割分担意識の改革」、施策2「若い世代の男女平等意識づくりと教育の推進」は、2017素案では基本方針から外され、3つの基本方針に共通の<視点>として「固定的な男女の役割分担意識の改革」のひとつで括られている。しかし、意識改革のための施策は今後も重要な取り組みであることに変わりはない。施策の体系の基本方針の第一に復活させ、2007プランのP5「施策の体系」主な取り組み1～10と、2017素案のP38に示された5つの事業などを勘案して主な施策を示し、意識改革の大切さを周知し続ける必要がある。</p>	<p>「固定的な男女の役割分担意識の改革」のための施策を実施することよりも、全ての施策、事業に取り組む者が、その取組を進めていく上でその視点を持っていることが大事であると考えています。 男女共同参画の教育や全体的な意識啓発は、P38に記載した事業を実施していきたいと考えています。</p>	人権・男女共同参画課	参考
15	3	第1章 計画の背景と趣旨	<p>計画策定段階において、これに関する苦情件数の変化が読み取れるデータに基づく必要がある。苦情申立者が何割を占めて具体的苦情内容を掌握されている前提条件を整えておくべきです。 計画実現となる目標は具体的に明示されていない不明瞭さが説得力を欠いている。特に男女の性別によるものなのか？あるいはその人個人によるものなのか。役割分担の中で、このような問題が解決に導くとは言いがたい。 データ取りの不足。男女の性別差に帰因するものか。その人個人の能力に帰因するか、鮮明にならない部分が含まれているのではないか。 スローガンとして呼びかけてゆくことは全く問題はないと思うが、目標数値を示してゆくにも具体例、対象数等もなく客観的な判断ができてはいない。</p>	<p>計画や男女共同参画推進に関しての苦情は届いておりません。何をもちて男女共同参画社会が実現したと考えるかについては、人の意識によるところが大きいため、個々人の主観を調べる意識調査などを参考にしています。 例えば政策決定過程への女性の参画を見た時に、性別によって機会が均等であっても、参画しようとする女性が少ないということも言われるところではありますが、そこに例えば、「会長は男性がやるもの」という意識が無意識の中に根付いている状態であると、女性が参画しにくい、参画するという意識を持つ機会が失われることとなります。そのような観点から、個人の能力ではなく、意識も含めて平等となっているか、機会が均等となっているか、みなさんの意識に働きかける、このようなプランが必要だと認識し、策定しています。</p>	人権・男女共同参画課	参考

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
16	7	第2章 平塚の現状	2017年度から7年間の総合計画は、2007プラン10年間の検証の上に策定されるべきものである。「2007プラン基本方針別-課題整理表」にわかりやすく示されているので、素案第2章「平塚の現状」分析データは基礎データとして資料編に移す。各課題の検証内容は、第3章「施策の展開」の指標や施策の方向に統合。	2007プランの検証の下、策定しております。 2007プランで施策を進めてきた結果が、現状です。 現状から課題を検証し(第2章)、施策を展開(第3章)しています。 現状を伝えるのに、分析結果を文字で伝えるだけでなく、グラフにより現状を示すことで、より伝わりやすいと考えています。	人権・男女 共同参画課	参考
17	37	第3章 施策の展開	「計画の基本理念」は第1章に移す	第1章は計画の策定の背景などを記載しており、第3章1の「計画の基本理念」は、施策を展開する上での前提となる考え方などになるため、第3章に記載することが妥当だと考えております。ただし、基本理念につきましては、体系図にも記載しました。	人権・男女 共同参画課	参考
18	38	第3章 施策の展開	「目標実現のための視点」固定的な男女の役割分担意識の改革は削除し、P39「3施策の内容」基本方針1に「男女平等参画のための意識改革」を掲げ、固定的な男女の役割分担意識の改革を含めた啓発事業を示す。 素案の基本方針1,2,3,は、基本方針2,3,4とする。	「固定的な男女の役割分担意識の改革」のための施策を実施することよりも、全ての施策、事業に取り組む者が、その取組を進めていく上でその視点を持っていることが重要であると考えています。 男女共同参画の教育や全体的な意識啓発は、P38に記載した事業を実施していきたいと考えています。	人権・男女 共同参画課	参考
19	39	第3章 施策の展開	施策の中に「視点」としてあった意識改革の分野も入れ、第3章3の中の事業を具体化して施策の中の盛り込むべき。	「固定的な男女の役割分担意識の改革」のための施策を実施することよりも、全ての施策、事業に取り組む者が、その取組を進めていく上でその視点を持っていることが重要であると考えています。 男女共同参画の教育や全体的な意識啓発は、P38に記載した事業を実施していきたいと考えています。	人権・男女 共同参画課	参考

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
20	39	第3章 施策の展開	施策の内容として、基本方針それぞれの指標と各課の推進事業が簡潔明瞭に示されていて、2007プランよりわかりやすい。	分かりやすいプランを目指しました。	人権・男女 共同参画課	参考
21	39	第3章 指標1、2	担当課なども入れ、一部数値目標も入り具体的に書かれて良いと思うが、数値は低すぎる。 「市役所の女性管理職の割合」は30% 最終は40%に、また市の関わる場所だけの数値だが、少なくとも「市審議会等への女性参画」項も数値を入れるべき(50%)。	あるべき姿としては御意見のとおりですが、現状としてはあるべき姿とは遠い状況です。今プランでは着実に達成していきたいとの考えから、理想的数値ではなく、頑張ることで達成できる現実的数値としました。なお、市役所の女性管理職の割合は、平成28年3月に策定した「平塚市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で目標数値を定めています。	職員課	参考
				「市審議会等の女性割合」はP39の指標2で最終目標値を40%と掲げています。 附属機関によっては、一方の性別に偏る現象が生じていますが、これはその附属機関の特性という側面もあります。しかしながら、これを理由に漫然と受け流すのではなく、男女共同参画を推進するためにも今後は所管課に働きかけ、数値が向上するよう努めてまいります。	行政総務課	
22	39	第3章 指標1 市役所の女性管理職の割合	前期目標値として20%が設定されるが、前提となる女性職員の割合を設定していないのは不十分ではないか。 施策1に「女性職員の採用推進」が記載されるが、これらの目標が必要。 市政検討・推進に女性の参画が重要と考えます。 その前提として、女性の採用を増やしその中で管理職を増やし、女性の目線で検討した内容を色々な施策に反映させることが必要です。	P13の「市(一般行政職)の職員及び管理職(課長代理以上)における女性の割合」のグラフのとおり、女性職員の割合は、年々増加しています。 グラフは記載しておりませんが、近年の採用状況は男女約半々となっており、平成28年3月に策定した「平塚市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において消防本部以外の部局(医師を除く)の採用者の女性割合は「50%を維持すること」を目標としており、女性の目線を施策に反映できるよう努めています。よって、当プランでは、採用に関しての目標は掲げておりませんが、女性職員の採用は着実に進んでいます。	職員課	参考

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
23	39	第3章 指標2 市 審議会等 の女性割 合	前期目標値35%は低すぎる。 色々な審議会を傍聴していると、女性の割合がとても低いと感じる。 女性が声を市政に反映させるために、前期目標値は50%に修正すべきだ。	附属機関によっては、一方の性別に偏る現象が生じていますが、これはその附属機関の特性という側面もあります。しかしながら、これを理由に漫然と受け流すのではなく、男女共同参画を推進するためにも今後は所管課に働きかけ、数値が向上するよう努めてまいります。	行政総務課	参考
24	40	第3章 施策1	基本方針1－施策の方向1－施策1に市役所の取組がくるのはおかしいのではないか。	「意思決定過程への積極的な女性の登用」のためには、市が率先して取り組むことは不可欠です。市がそれに取り組むということは、女性の意見が市政に反映していくことであり、それは市民の生活に反映されることとなります。よって、市の率先行動は重要と考え、施策に掲げました。	人権・男女 共同参画課	参考
25	40	第3章 施策1	基本方針1－施策の方向1－施策1にあるように、まずは市で率先することは良いと思う。	そのように取り組んでいきます。	人権・男女 共同参画課	参考
26	40	第3章 施策の方 向1	女性の登用を進めるにも女性たちの気持ちも問題。	さまざまな分野における女性活躍には、女性がもっと登用されていくことが必要ですので、なぜ必要なのかということが理解され、登用が進むよう取り組んでいきます。	人権・男女 共同参画課	参考
27	43	第3章 施策6	市役所内に市職員用の保育施設をつくるべき。企業もそれをまねていく。そのような企業に補助金を出す。	「第2期平塚市特定事業主行動前期計画」の中で、安心して出産・育児をすることができる環境の構築の一つとして、「庁内託児施設設置の研究」を取組として掲げ、その必要性、有効性について研究することとしています。	職員課	参考
				事業所内の保育施設整備につきましては、施設整備や運営費の一部を国が補助する「企業主導型保育事業制度」の利用を周知していきます。	保育課	

番号	ページ	該当箇所	意見等	市の考え方	関係課名	対応
28	44	第3章 施策の展 開	各課各分野から、女性の活躍を進めるための施策や、男性に仕事と生活の両立を促すための施策が数多く提案されているが、社会全体の基盤整備や労働環境・法慣行などの改善が進まぬ現状では、一人ひとりの悩みや問題がさらに深まり、多様化、複合化する事態が考えられる。自分を守り、自分らしく生きていくための基本の学びとして、P44職業生活における女性の能力発揮のための支援事業、P48事業所の実施する働き方改善への支援事業、P51からの各ハラスメント対策事業などに、人権や男女平等、自己尊重意識や、労働基本権・労働三権についてのプログラムを組み入れてもらいたい。特に若者たちの職業教育・労働教育支援事業には、権利意識の啓発が欠かせない。	人権の尊重や男女平等は理念に掲げているところ です。事業実施の中で取り組めるよう、御意見を参 考にさせていただきます。	人権・男女 共同参画課	参考
29	48	第3章 施策の展 開	「市の率先行動」等を定めて市役所が先導して行く姿勢は評価する が、このプランは市内のすべての事業所にも共有してもらうものとなる べきで、「施策の方向6」の36～38をもっと強化する必要がある。	まずは、「施策の方向6」の36～38を着実に進めて いきます。	人権・男女 共同参画課	参考
30	49	第3章 施策12	市はイクボスを増やしていく前に、市内の事業所の現状、実情を把握 する必要があるのでは。	イクボスの取組を進めながら、現状や実状を把握し ていきます。	人権・男女 共同参画課	参考
31	50	第3章 施策の展 開	人権男女共同参画課に設けられている「女性相談窓口」をさらに周知 し、利用者を増やし、さまざまな問題が深刻になる前に適切な各種支 援が受けられるように導いてもらいたい。	窓口を周知し、相談しやすい窓口になるよう取り組 んでいきます。	人権・男女 共同参画課	参考
32	50	第3章 施策の展 開	「男女の心とからだを大切にす環境づくりの推進」には、DVや、児 童・障がい者・高齢者に対する暴力の防止や被害者支援などの個別 策だけでなく、心とからだと暮らしを守る総合支援体制づくりを施策の 大きな柱として盛り込んでもらいたい。	事業としては個々の課題についての切り口で、個別 策となりますが、取り組みにつきましては担当課だ けでなく、関係各課が連携する形で、総合的な支援 をしています。	人権・男女 共同参画課	参考